

令和6年第3回町議会臨時会会議の経過（5月13日）

議長 皆さん、おはようございます。

議会の開会に先立ちまして、御報告があります。

4月1日付の人事異動で新しい課長が誕生いたしました。そこで、新しい課長の紹介を移動された課長と併せて、副町長よりお願いいたします。

副町長。

副町長 それでは、4月1日付で人事異動がありまして、参事とそれから新任の課長2人を紹介させていただきたいと思います。

それでは、初めに、井上参事兼企画総務課長でございます。

参事兼企画総務課長 4月1日付の人事異動で企画総務課長に異動となりました井上でございます。

企画総務課では、町の重要な課題がいくつかございますので、少しでもいい方向に進むように努めてまいりたいと考えております。引き続きよろしくお願いします。

副町長 次に、加藤財務課長でございます。

財務課長 財務課長を務めさせていただきます加藤です。よろしくお願いいたします。

財源と財産の有効活用に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長 次に、池谷こども教育課長でございます。

こども教育課長 皆さん、おはようございます。4月の人事異動によりまして、こども教育課長を拝命いたしました池谷栄でございます。

何分にも未熟ではございますが、子どもの教育、保育の充実のため、精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、議員の皆様の御指導、御鞭撻をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副町長 以上3名でございます。よろしくお願いいたします。

議長 改めまして、これより令和6年第3回山北町議会臨時会を開会いたします。

（午前9時30分）

なお、瀬戸恵津子議員におかれましては、欠席届が提出されておりますので報告いたします。

また、稲葉上下水道課長におかれましては、体調不良により欠席の旨、町側から申出がありましたのでお知らせいたします。

それでは初めに、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第3回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、今月5日、湯河原町の富田幸宏町長がお亡くなりになりました。

富田町長は、平成19年から町長として、長きにわたり湯河原町の町政運営の先頭に立ち御活躍されました。また、神奈川県町村会会長、関東町村会会長なども務められるなど、湯河原町のみならず県内市町村の発展においても多くの功績を残されました。富田町長がお亡くなりになったことは、私としても大変残念に思うところでございますが、富田町長の御冥福を心からお祈りいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行して1年がたち、全国各地でも様々なイベントなどが開催されるようになりました。当町においても、寒の戻りもあり、遅い桜の開花となりましたが、やまきた桜まつりや、ソーラン山北よさこいフェスティバルは、町内外から多くの方が訪れ、咲き誇る桜や華やかなイベントを楽しむ姿が見受けられ、町の活気やにぎわいも戻ってきたと実感したところであります。また、町の子どもの思いを受けて整備した県西地域初のスケートパークがぐみの木近隣公園内に開園し、4月7日のオープニングセレモニーでは、御殿場市スケートボード振興会の皆さんによるデモンストレーションや、スケートボード教室が実施され、多くの子どもたちが講師のレクチャーを受けながらスケートボードを楽しむ姿を見て、町の魅力スポットがまた一つ増えたと感じたところです。今後は、子どもから大人まで幅広い世代の遊び場として活用されることを期待しております。

議員の皆様におかれましては、やまきた桜まつりをはじめ、これらのイベントに御参加をいただき、誠に感謝申し上げます。なお、5月19日には、例

年多くのハイカーや登山客でにぎわう西丹沢山開きを開催いたしますので、ぜひこちらにも議員の皆様のお越しをお待ちしております。

本年度は、第6次総合計画のスタートとなる重要な年であります。第6次総合計画で定めた10年後の町の将来像「みんなでつくる心豊かに暮らせるまち やまきた」の実現に向け、重点プロジェクトとして位置づけた関係人口・定住人口拡大プロジェクトと、魅力向上プロジェクトをはじめ本町を取り巻く課題に全力で取り組み、持続可能で魅力ある町づくりを目指してまいりますので、議員の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、令和6年第3回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、令和6年度一般会計の補正予算案件1件、報告案件4件の合計5件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、旧山北体育館代替体育施設の建設について、ほか1件を御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 臨時会の議会運営について、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。

議席番号1番、和田成功議会運営委員長。

1 番 和 田 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日午前9時から役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、令和6年第3回臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、報告案件4件、補正予算案件が1件の5件であります。審議方法につきましては、本会議即決とし、会期は本日1日限りとなりました。

なお、本会議終了後に全員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は、委員長の報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

- 議 長 御異議がないので、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
- 会議録署名人に、議席番号 4 番、高橋純子議員、議席番号 7 番、富田陽子議員の 2 名を指名いたします。
- 本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。
- 日程第 1、報告第 2 号 専決処分の承認について。山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 報告第 2 号 専決処分の承認について。
- 山北町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。
- 令和 6 年 5 月 13 日提出。山北町長 湯川裕司。
- 提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い急施を要するため、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分したものです。
- 1 ページをお開きください。
- 専決処分書。
- 山北町税条例の一部を改正する条例について。
- 地方自治法第179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。
- 令和 6 年 3 月 31 日。山北町長 湯川裕司。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 町民税務課長。
- 町 民 税 務 課 長 それでは、報告第 2 号、山北町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御説明申し上げます。
- 3 枚目をお開きください。
- 山北町税条例の一部を改正する条例。
- 山北町税条例の一部を次のように改正する。
- 初めに、今回の条例改正を専決処分とした経緯でございますが、令和 6 年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が、本年 3 月 28 日に可決成立し、3 月 30 日に公布されました。これにより、町の税条例も所要の改

正をする必要が生じ、このうち4月1日からの課税に係るものにつきましては、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分いたしましたので、ここで報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表を御覧ください。

附則第7項でございますが、固定資産税におきまして、現行の土地に係る負担調整措置が延長されたことに伴いまして、経過措置の期間を延長し、継続するもので、見だしの「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中につきましては、「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」へ、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」にそれぞれ改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、改正後の山北町税条例附則第7項の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、報告第2号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議ないので、報告第2号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議長 挙手全員。よって、報告第2号は原案どおり承認されました。

日程第2、報告第3号 専決処分の承認について。山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第3号 専決処分の承認について。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月13日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページ、お開きください。

専決処分書。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 地域防災課長。

地 域 防 災 課 長 それでは、御説明をいたします。

おめくりいただきまして、条文を御覧ください。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

山北町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するということですが、この条例は、消防活動等に従事した非常勤消防団員等に対する損害補償の内容を定めているものであります。

初めに改正の経緯でございますが、提案理由にあります非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令は、一般職の職員の給与に関する法律を参考に補償の額基礎額が定められており、この法律が令和5年11月に一部改正されたため、令和6年2月に政令の一部を改正する政令が公布されたことにより、今回条例改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

1枚おめくりください。

第5条第2項第2号の補償基礎額を「8,900円」から「9,100円」に引き上げ、別表、補償基礎額表裏面のとおりに、それぞれの区分において増額改定するものでございます。

条文にお戻りください。

附則。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の山北町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた山北町消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金、同条第6号アに規定する遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第3号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第3号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、報告第3号は原案どおり承認されました。

日程第3、報告第4号 専決処分の承認について。令和5年度山北町一般会計補正予算(第11号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町

長

町長。

報告第4号 専決処分の承認について。

令和5年度山北町一般会計補正予算（第11号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月13日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

令和5年度山北町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日。山北町長 湯川裕司。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

令和5年度山北町一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度山北町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,384万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ59億3,165万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

議

長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、報告第4号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等の額の確定に伴うものなどを地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日に専決処分したものでございます。

予算書の2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款地方譲与税から、23款町債までで補正額4,384万9,000円を増額するものです。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出につきましては、2款総務費、3款民生費及び13款予備費を歳入同額で補正するものです。

下段の第2表、地方債補正でございます。

事業費の確定に伴い、借入額を記載のとおり変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明申し上げます。

もう1枚おめくりいただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金は、それぞれ確定に伴うものの補正でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

9款自動車取得税交付金、10款環境性能割交付金及び11款地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましても、確定によるものでございます。

12款地方交付税につきましては、特別交付税の確定により2,220万6,000円の増額でございます。

13款交通安全特別交付金につきましても、確定によるものでございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましても、事業費の確定によるものでございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、公共施設整備基金の利息の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

20款繰入金、1項基金繰入金、5目簡易水道事業整備基金繰入金についても、事業費の確定によるものでございます。

23款町債、1項町債は、先ほど第2表地方債補正で御説明いたしました各事業費の確定により、土木債、消防債について補正するものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費につきましては、公共施設整備基金の利息を、歳入と同額の10万2,000円積み立てるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、年度末において国民健康保険税等の減収が見込まれ、赤字を回避する必要がありましたため、4,000万円を追加的に繰り出すこととしたものでございます。

13款予備費につきましては、374万7,000円を増額するものでございます。説明は以上です。

議 長 説明が終わりましたので、報告第4号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第4号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって報告第4号は原案どおり承認されました。

日程第4、報告第5号 専決処分の承認について。

令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第5号 専決処分の承認について。令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月13日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、国民健康保険税等の減少に伴い、神奈川県国民健康保険財政安定化資金の借入れ及び一般会計からの繰入れを行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。

令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日。山北町長 湯川裕司。

2ページをお開きください。

令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正。

第1条、歳入予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

詳細については、担当課から説明いたします。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

それでは、報告第5号、令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

まず初めに、専決処分の概要及び理由でございますが、国保税収入及び県支出金が大きく減となり、県からの借入金及び一般会計からの繰入金により減収分をカバーするものでございます。

また、本来であれば3月定例議会へ議案上程がベストでございましたが、令和5年度の国民健康保険特別会計の収支について、年明けからのコロナの再流行や例年にはないインフルエンザの流行などがあり、収支の見込みを立

てるのが非常に難しい状況であったため議案上程ができず、しかし結果としてはこのままでは赤字決算となることが回避できないことが明らかとなり、法令違反とするわけにもいかず、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、歳入のみの補正となります。

それでは御説明をさせていただきます。2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入予算補正でございます。

歳入につきましては、1款国民健康保険税から7款町債まで合わせて6,000万円を増額し、同額を減額するもので、補正額の合計はゼロ円でございます。

第2表、地方債でございますが、財源の不足を補うため、県が管理する国民健康保険財政安定化基金より借入れを行ったもので、起債額は2,000万円、償還期間は令和7年度から9年度の3年間。償還額は、各年度3分の1ずつ均等払い、無利子でございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、1節の医療給付費分現年度課税分から、3節介護納付金分現年課税分まで合わせて4,000万円を減額しました。国民健康保険被保険者数の減に伴うものです。

3款1項1目の保険給付費等交付金につきましては、2,000万円を減額しました。令和5年度の県交付金の見込みによるものです。

4款1項1目の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で4,000万円を増額しました。国保税減収分及び県支出金減収分を補うためです。

7款1項1目の財政安定化基金貸付金につきましては、2,000万円を増額しました。国保税減収分及び県支出金減収分を補うためです。

6ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分は、財政安定化基金貸付

金、令和5年度に借入れを行いましたので、前々年度末及び前年度末現在高はゼロ円、当該年度末現在高見込みは、2,000万円です。

御説明は以上になります。

議長 説明が終わりましたので、報告第5号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

和田成功議員。

1 番 和 田 今説明いただきましたけど、歳入補正のみで歳出の補正がないと。要は、収入のほうが、見込みが減収だったといったところだったと思うんですけど、その辺についてもう少し詳しい説明をお願いします。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今回の補正予算は歳入のみとさせていただいているところでございますが、歳出に計上しています医療費につきまして言及させていただきますと、コロナからの回復とともに、医療費は確かに増加しています。具体的に申し上げますとコロナの影響を最も受けた令和3年度の医療費の決算額は約9.2億でしたが、令和5年度の見込みが9.8億円程度になると思われますので、6,000万円ほど増加しています。増加はしているんですが、歳出補正につきましては、予算の範囲で支出ができるというところから補正はしてございません。

今回歳入のみということで、一見しますと医療費の増減というのがあまり関係ないように思われてしまうようなところもあるかもしれないんですが、その増加した医療費の関係で、県への納付金を払う、国保税を財源とするわけですが、その財源が不足しているということで、それを県からの借入金と一般会計からの繰入金で歳入の不足分をほかの歳入で補うという補正内容となっております。

議長 和田成功議員。

1 番 和 田 今説明いただきましたけど、保険税の収納率といったところはどういう状況なのか。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 2月末の速報ベース、県が集計してるんですけども、速報ベースとなります。国保税の収納率が93.42%です。そしてこの率は神奈川県内で上から

数えて4番目というところで、比較的山北町は例年、その収納率は93%がそもそも高いのか低いのかというのはありますけども、順位からするといつも上位のほうにいるというような状況でございます。

議長 ほかには質疑のある方。

大野徹也議員。

6 番 大 野 収納率は、上から4番目と。県内で上から4番目ということで、それはそれで御努力をいただいているということだと思います。一方、医療費につままして、県内でその支払い、医療費の支払いは山北町はどのような立ち位置になっているのでしょうか。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 かかる医療費に応じて県の納付金を支払うということになりますけども、もちろん被保険者数とかが都会のほうとは全然違いますんで、払う額ももちろん違うんですけども、先般の3月議会のところでも御説明させていただいたところと重なるところがありますが、1人当たりの医療費、これに応じるところがあります。そしてこの1人当たりの医療費は、山北町は県内でもナンバー1といいますか、相当高いといったような状況でございます。

議長 大野徹也議員。

6 番 大 野 ナンバー1とあまりうれしくないことなんですけども。いずれにしましても65歳以上の高齢者の方、これからも2040年目がけてピークに達するというふうなことをお聞きしております。そうしますと国保財政ですよね。町としての財政の部分でいきますと、3月議会で令和6年から令和8年度までに料金改定といいますか、国保税の改定をしたところだという部分で承知しておりますが、この先について、その辺の見通しというか、その辺はいかがなものでしょうか。

議長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 結論を先に申し上げますと、6年度から8年度までの改定をさせていただいたばかりなのですが、7年度の改定に着手しなければいけないと考えています。その理由でございますが、今回借入を行った2,000万円について、それを想定して改定した内容ではなかったということ。それから令和8年度に資産割りを完全廃止としますが、完全廃止をした後に全被保険者が同じス

ターゲットラインに立ったところで再改定をする必要があるだろうと考えていたため、それまでの改定についてはできるだけ極力抑えようという考えがあったこと。そして三つ目に、これが一番大きい要因かなと思いますが、国保税を納めていただく被保険者数が想定よりも早いペースで減少してしまっています。なおかつ、医療費がかかり、かつ収入がそれほど多いとは言えない前期高齢者の数は横ばい状態ということですので、国保の被保険者に占める前期高齢者の割合は増えていくということになります。つまり、被保険者数が減りますので、税収は減りますが、かかる医療費は横ばいか、あるいは増えていくといったことが予想されます。こういったことから、令和6年度から8年度改定させていただいたばかりなんですが、7年度からの国保税改定について再度検討しなくてはいけないというふうに考えてございます。今お話ししたのは令和7年度以降の話です。

令和6年度につきましては、まだ始まったばかりなのですが、今後の歳入歳出も注視していきますけども、年度末付近になったときに、だんだん決算の額が見えてきますので、そのときに赤字となる可能性は十分にあるのではないかなというふうに考えています。その場合に対応しなくてはけませんので、しかるべき対応を考え、折を見て、全員協議会等で御説明をさせていただければと思っております。

議長 大野哲也議員。

6 番 大 野 財政的に大変厳しいというふうな部分に、さらに今後子ども・子育て支援金ですか、その辺の部分も全世代にわたって医療保険に対して課税されるというか、そういうふうなことが令和8年でしたっけ、その辺のあたりに確定するというふうなこともありますので、その辺も見据えながら調整を図っていただければというふうに思います。

議長 長 ほかには質問のある方。

和田成功議員。

1 番 和 田 今、令和6年度も大変厳しい財政状況だといったところで、令和6年度末にも、また一般会計からの繰出しというのは考えられるというか、想定されるけど、その辺について、町側はどのように考えられているのか説明願います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 まだ6年が始まったばかりですので仮定の話になってしまいますが、赤字を回避するためには、県から借入れをする、一般会計から繰入れをしてもらう、あとは翌年度の予算から繰上充用する、この三つの方法しかありませんので、その三つの方法、あるいはその三つの方法の組み合わせしかありませんので、しかるべき対応を考えた上で全員協議会で御説明をさせていただければと思います。

また、言葉を選ばずに御説明させていただきますと、借り入れた2,000万円は国保税を上げれば返せるわけです。ですが、それを急激にやってしまうと、被保険者の負担が急に増してしまうと。それもできるだけ避けていきたいということがあります。これはあくまで一つの考えでございますが、今回ここで借り入れしましたが、返すために借入れをするといったことも考えていけるのではないかと考えてます。この国保の貸付制度は、借りる側にとってかなりメリットがあります。据え置きがある上に、3年間分割払いで利息はかからないと。要は時間が稼げます。その間に、国保税を急激にではなく段階的に引き上げていく。最終的に被保険者に求めるものは求めなくてはなりませんが、そこまで到達するのに時間を稼ぐことができるということから、債務の借入れといったことも考えていく余地があるかと思っています。国保の貸付制度を賢く使うというようなことも考えていっていいのではないかと考えてます。もちろん借金をすることをよしとしているわけではございません。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 多分、歳入というのはちょっと厳しい状況が見えているのかなといったところで。要は歳出のほうで医療費抑制、ここの取組もしっかりやっていくことによってバランスが取れてくるのかなって思うんですけど、現在もフレイルとか検診等を積極的に啓発されてると思いますけど、今後もより一層のその辺の取組というのが重要になってくるかと思っています。その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 おっしゃるとおりだと考えています。山北町は先ほど申し上げましたけ

ども、国保の被保険者の中の前期高齢者の割合が相当多くなってきましたので、医療費を増やさないというところにおいて、言われたフレイル事業ですとか検診事業、がん検診事業です。あるいは特定健診事業です。あるいは健康づくり事業、そういったことを充実させていくことによって医療にかからないような、健康になっていただくような事業というものを進めていきたいと考えてございます。

議 長 ほかに質疑のある方。
質疑ございませんか。
それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないようですので、報告第5号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、報告第5号は原案どおり承認されました。
日程第5、議案第44号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第1号)について議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第44号 令和6年度山北町一般会計補正予算(第1号)。
令和6年度山北町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ55億48万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月13日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等による増額で、歳入歳出それぞれ

648万4,000円を増額補正するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第44号 令和6年度山北町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金を2,816万4,000円増額し、22款諸収入を2,168万円減額補正するものでございます。

歳出につきましては、7款土木費及び13款予備費で歳入と同額を補正するものでございます。

次に、事項別に御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

2、歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、2,816万4,000円の増額でございます。

本交付金は、前年度に引き続き国が追加で配分を行ったものでございます。

22款諸収入、4項雑収入、1目雑入は、2,168万円の減額でございます。

国庫補助金で御説明をさせていただきました臨時交付金を活用いたしまして、物価高騰による小・中学生の保護者の負担を軽減するため、前年度に引き続き学校給食費を無償とし、各家庭に御負担いただく予定でありました町の収入を減額するものでございます。

続きまして、3、歳出でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は、178万2,000円の増額でございます。説明欄に記載の町道維持補修事業町内遅延等維持管理工事は向原保育園前、尺里川沿い上流部の町道につきまして、一部未舗装となっていた箇所において4月の降雨等の影響と思われる洗掘が発生いたしましたため、舗装工事を実施するものでございます。

13予備費については、470万2,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりましたので、議案第44号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

和田成功議員。

1 番 和 田 4ページ、5ページ、小学校児童給食費の部分で、無償化といったところでもう3年ぐらいになるんですかね。3年続けたらもう令和7年度、答えは一つなのかなと思いますけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 給食の助成補助の関係なんですけど、実際には、令和2年度、3年度に6か月、令和4年度に9か月で、昨年度につきましては通年ですね。今回補正予算として、今年も通年ということで提案をさせていただきました。

今後の考え方についてなんですけど、来年度以降につきましては、今のところ未定ではございますが、町の財政の状況とか交付金、あと近隣の対応等も含めて、今後しっかり検討していきたいというふうに思っております。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 今説明があったように、長年にわたって補助等を入れていると、子育て支援といった部分もあると思うんですけど、生徒数も減って、町長は以前から最低でも2クラスを維持したいというようなことで取り組まれてるかと思うんですけど、実際のところ、もう1歳児、2歳児あたりは2クラスは難しいという状況になっているといったところで、やはり子育て支援といったところ、この辺を踏まえて毎年のようにやられてるということは優先度が高いんだと思います。財源を確保して、財源を考えながらじゃなくて、もう子育て支援をやるために財源を確保するといった考え。財源があるからやるんじゃないかって、これをやりたいから財源を確保する。そういった姿勢を示すべきではと思うんですけど、その辺について、町長はいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 ほかのところでも、随分給食費の無償化というようなことをやっております。厚木市と南足柄市ということでございますけれども。当然そういうような、単年度でなくて長期的に見なければいけませんので、そういったことが可能である状態になれば、当然そのように考えたいというふうに思っております。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 可能であればというような話ですけど、可能にするかどうかは、町長の考え一つだと思うんで。これ以上ここで深掘りしてもしょうがないので、また日を改めて質問させていただきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方。

町 長 町長。

議 長 繰り返しになりますけども、周りの状況とか、また山北の財政状況を見ながら行っていきたいというふうに思っておりますけども、特定のところだけをやるということは、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っていますので、そういったことを勘案しながら考えていきたいと思っております。

議 長 ほかに質疑のある方。

質疑ございませんか。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第44号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和6年第3回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会いたします。

なお、10時40分より全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。

(午前10時25分)